

飛驒市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した随時監査（工事監査）の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年11月29日

飛驒市監査委員 島田 哲吉

飛驒市監査委員 葛谷 寛徳

令和4年度随時監査（工事監査）報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（工事監査）

第2 監査の対象

令和4年度において施工中の工事のうち、工事の規模、進捗率などを考慮し、次の三つの工事について選定し監査した

監査の対象工事	契約金額	担当部署
障がい者グループホーム等整備（建築）工事	159,500,000円	基盤整備部都市整備課
障がい者グループホーム等整備（電気設備）工事	76,230,000円	基盤整備部都市整備課
障がい者グループホーム等整備（機械設備）工事	150,194,000円	基盤整備部都市整備課

第3 監査の期間

令和4年11月11日（金） 関係書類調査・現地調査、講評

令和4年11月25日（金） 工事技術調査報告書提出

第4 工事技術調査業務実施技術士

協同組合 総合技術士連合 技術士（総合技術管理部門 建設部門） 佐竹啓一 氏

第5 監査の方法

本監査は、技術的観点からの監査を主眼としているため、協同組合総合技術士連合に工事の技術調査業務を委託し、技術士の派遣を得て、設計図書等の審査及び現場での実地調査を実施するとともに、関係職員及び工事関係者からの説明を受けて行った。

なお、監査実施日において、島田代表監査委員は所用のため欠席となった。

第6 監査の結果

監査対象工事については、関係書類の照合等の結果、記録や計算等の内容及び必要書類の作成、保管管理に問題もなく、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、技術的な観点を踏まえた所見は、別紙報告書のとおりであるが、改善を要する事項については、適正な対応に努められたい。なお、細部にわたる事項、その他軽易な事項については、講評時、関係者に指導したので記述は省略する。

市は工事技術調査の結果における提言を活かし、今後も安全の管理の徹底を図るとともに、適正で円滑な施工に努められたい。